

名古屋都市センターまちづくり活動助成金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 スタートアップ部門（第4条―第15条）
- 第3章 まち“夢”工事部門（第16条―第27条）
- 第4章 その他（第28条―第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちづくり基金の設置及び管理に関する規程（以下「規程」という。）第4条第1号に規定する助成事業の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成部門）

第2条 助成部門は、スタートアップ部門及びまち“夢”工事部門とする。

（助成の選考）

第3条 理事長は、助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）を、公募によって選考するものとする。

- 2 理事長は、前項の公募の実施に関する事項について、別に定めるものとする。
- 3 理事長は、前2項に規定する公募に関する事項について必要な助言をする、まちづくり活動助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 4 選考委員会は、委員5名以内で組織する。
- 5 選考委員会の委員は、次に掲げる者の中から理事長が委嘱する。
 - （1）規程第5条に規定するまちづくり基金運用委員会の委員
 - （2）まちづくりについて識見のある者
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員の謝金は、公益財団法人名古屋まちづくり公社が定める謝金等単価基準第2条に準ずるものとする。
- 8 助成を申請する団体と利害関係があると理事長が認める委員は、選考委員会に出席することができない。
- 9 選考委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 10 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

第2章 スタートアップ部門

（助成の内容）

第4条 助成は、助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）が行う地

域に根ざしたまちづくり活動（申請に係るものに限る。）に要する費用について行う。

（助成対象団体）

第5条 助成対象団体は、次表の要件に該当する地域のまちづくり活動団体とする。

助 成 回 数	要 件
1～3回目共通	次のア～ウすべての要件を満たすこと。 ア 自主的で継続的なまちづくり活動を行う団体であること。 イ 原則として、市内在住者及び在勤、在学者3名以上で構成されている団体又は構成しようとしている団体であること。 ウ 団体の代表者又は連絡先担当者のうち、どちらかが18歳以上であること。
1回目	共通要件に加え、活動をすでに始めているが活動方針や活動内容がまだ初期段階にある、又はこれから行おうとしている団体（設立後3年以内の団体又は自治会等の地域組織で新たなまちづくり活動に取り組む団体に限る。）であること。
2回目	共通要件に加え、1回目の助成を受けた翌年度から3年度以内であること。
3回目	共通要件に加え、1回目の助成を受けた翌年度から3年度以内であり、まちづくり団体の規約又は会則を定めていること。

（助成回数及び助成金額）

第6条 同一の助成対象団体に対する助成回数及び助成金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 助成回数は、3回を限度とする。

イ 助成金額は、1団体当たり1回目の助成は5万円以内とし、2回目以降の助成については10万円以内とする。

（助成の申請）

第7条 助成を受けようとする助成対象団体はまちづくり活動助成申請書（別記第1号様式）及びまちづくり活動計画書（別記第2号様式、第2号の2様式、第2号の3様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に対し助成の申請をしなければならない。ただし規約、会則等の定めのない団体については、2回目の助成を受ける申請までは第1号に掲げる書類を要しない。

（1）規約、会則等

(2) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、助成の適否について選考委員会の助言に基づき決定するものとする。

- 2 理事長は、助成を行うべきものと決定したときは、まちづくり活動助成交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請をした団体にその旨を通知し、助成を行うに適しないと決定したときは、まちづくり活動助成不交付決定通知書（別記第3号の2様式）により通知する。

(活動の変更又は辞退)

第9条 まちづくり活動助成交付決定の通知を受けた団体（以下次条から第15条までにおいて「助成団体」という。）が、申請と異なる活動に変更するときは、理事長にまちづくり活動変更申請書（別記第7号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 まちづくり活動助成交付決定の通知を受けた助成団体が、やむを得ず申請内容を取り止めて、助成金の交付を辞退するときは、まちづくり活動助成交付決定通知書にて通知した活動実績報告書の提出期限までに、まちづくり活動助成辞退届（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

第10条 理事長は、前条第1項の規定によるまちづくり活動変更申請書の提出があったときは、その変更内容に係る助成の適否について選考委員会に助言を求めることができる。

- 2 理事長は、助成対象活動の変更を承認したときには、まちづくり活動変更承認通知書（別記第8号様式）により通知する。
- 3 前条第2項により、まちづくり活動助成辞退届の提出があったときは、まちづくり活動助成交付取消通知書（別記第11号様式）により速やかにその旨を当該助成団体に通知する。

(活動実績報告書の提出)

第11条 助成団体は、まちづくり活動助成交付決定通知書で定める日までに、まちづくり活動助成実績報告書（別記第5号様式、第5号の2様式、第5号の3様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項で定める期日について、やむを得ない事情がある場合に限り、理事長は変更することができるものとする。

(助成金の確定)

第12条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その結果に係る活動の成果が助成金交付の決定内容に適合しているか審査し、適合していると認めた場合には、速やかに交付する助成金額を確定し、まちづくり活動助成金確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定により、まちづくり活動助成金確定通知書を受けた助成団体は、まちづくり活動助成金請求書（別記第4号様式）により、助成金を請求すること

ができる。

- 2 理事長は、前項のまちづくり活動助成金請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に助成金を交付しなければならない。

(まちづくり活動の発表等)

第14条 助成団体は、理事長が定める発表会等において、まちづくり活動報告を行わなければならない。

- 2 助成団体は、理事長が定める交流会等を開催する場合に、原則として出席しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第15条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条第2項の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容に、虚偽があったとき。
- (2) 助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 助成の対象となる活動を実施しないとき又は実施する見込みがないとき
- (4) 対象となる活動・事業について、申請年度内に、国、県、市、公的機関などから、他に助成金等を受けていたとき

- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、まちづくり活動助成交付取消通知書により速やかにその旨を当該助成団体に通知するとともに、当該取り消しに係る部分に関し、まちづくり活動助成金請求書を受けてすでに助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、まちづくり活動助成金返還請求書（第9号様式）にて返還を命じなければならない。

第3章 まち“夢”工事部門

(助成の内容)

第16条 まち“夢”工事部門の助成は、助成対象団体が行う地域を魅力的で住みやすい環境とするために、地域の特性や資源を活かし、「自分たちのまちを自分たちでつくる」活動（申請に係るものに限る。）に要する次の各号に掲げる経費について行う。

ア 設計、工事監理及び工事に要する経費

イ その他名古屋都市センターとの協議により認められた経費

(助成対象団体)

第17条 助成対象団体は、次のすべての要件に該当する地域のまちづくり活動団体とする。

ア 規約、会則等を定め、自主的で継続的なまちづくり活動を行う団体であること。

イ 原則として、市内在住者及び市内在勤者又は在学者の10名以上で構成されている団体であること。かつ、次のいずれかに該当する者3名以上を構成員として含まなければならない。

- (1) 工事場所又はその近くに住む者

(2) 工事場所又はその近くで事業を営む者

(3) 工事場所又はその近くに土地・建物を所有する者

ウ 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する助成金以外の財源をもって充当されている団体であること。

(助成金額及び助成回数)

第18条 助成金額及び同一の助成対象団体に対する助成回数は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 助成金額は、事業経費の5分の4以内の額で、1団体当たり100万円以内とする。

イ 助成回数は、1回限りとする。

(助成の申請)

第19条 助成対象団体は、まちづくり活動助成（まち“夢”工事部門）申請書（別記第12号様式）及び工事計画書（別記第13号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に対し工事助成金の助成の申請をしなければならない。

(1) 事業費の内訳（別記第14号様式）

(2) 位置図

(3) 完成予想図

(4) 平面図

(5) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の申請を行った助成対象団体は、理事長が定める選考会において、当該申請の内容について説明しなければならない。

(助成の決定)

第20条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、助成の適否について選考委員会の助言に基づき決定するものとする。

2 理事長は、助成を行うべきものと決定したときは、まちづくり活動助成まち“夢”工事部門交付決定通知書（別記第15号様式）により、申請をした団体にその旨を通知し、助成を行うに適しないと決定したときは、まちづくり活動助成不交付決定通知書（別記第3号の2様式）により通知する。

(工事着手の手続き)

第21条 前条第2項の規定により、まちづくり活動助成まち“夢”工事部門交付決定通知書を受けた団体（以下次条から第27条までにおいて「助成団体」という。）が工事を実施しようとするときは、事前に工事申請書（別記第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に申請し、承認を得なければならない。

(1) 工事等見積書（原則として2社以上）

(2) 位置図

(3) 設計図書

(4) 工程表

(5) 工事を行う敷地や建物を所有していない場合には、その貸借契約及び工事完

了後5年以上貸借できることが確認できる書類

(6) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による工事申請書を受けたときは、その内容が助成対象工事の内容に適合しているか審査し、適合していると認めた場合には、交付する助成額（第19条の規定により申請した額を上限とする。）を決定し、まちづくり活動助成まち“夢”工事部門工事実施承諾書（別記第17号様式）により、団体にその旨を通知する。

3 工事を行う期間は、第20条第2項に規定するまちづくり活動助成まち“夢”工事部門交付決定通知書が作成された日の翌年2月末日までとする。

2 前項で定める期間について、やむを得ない事情がある場合に限り、理事長は変更することができるものとする。

（活動の変更又は辞退）

第22条 まちづくり活動助成交付決定の通知を受けた助成団体が、申請と異なる工事に変更するときは、理事長にまちづくり活動変更申請書（別記第7号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 まちづくり活動助成交付決定の通知を受けた助成団体が、助成対象活動の工事をやむを得ず取り止めて助成金の交付を辞退するときは、まちづくり活動助成まち“夢”工事部門交付決定通知書にて通知した活動実績報告書の提出期限までに、まちづくり活動助成辞退届（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

第23条 理事長は、前条第1項の規定による、まちづくり活動変更申請書の提出があった時は、その変更内容に係る助成の適否について選考委員会に助言を求めることができる。

2 理事長は、助成対象の工事の変更を承認したときには、まちづくり活動変更承認通知書（別記第8号様式）により通知する。

3 前条第2項により、まちづくり活動助成辞退届の提出があったときは、まちづくり活動助成交付取消通知書（別記第11号様式）により速やかにその旨を当該助成団体に通知するとともに、前払金請求書を受けてすでに助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、まちづくり活動助成金返還請求書により、その返還を命じなければならない。

（工事完了後の手続き）

第24条 助成団体は、工事完了後速やかに、まちづくり活動助成実績報告書（別記第5号様式、第5号の2様式、第5号の4様式）を理事長に提出しなければならない。第21条の第3項で定める工事を行う期間内に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、その結果に係る工事の成果が、助成金の交付の決定内容に適合しているか審査し、適合していると認めた場合には、速やかに交付する助成額を確定し、まちづくり活動助成金確定通知書（別記第6号様式）により、報告をした団体にその旨を通知する。

（まち“夢”工事部門工事助成金の交付）

第25条 前条第2項の規定によるまちづくり活動助成金確定通知書を受けた団体は、まちづくり活動助成金請求書(別記第4号様式)により、助成金を請求することができる。

2 助成団体は、前項の規定にかかわらず、理事長が認める費用については、第21条の第1項に規定する工事申請書を提出する際に、前払金請求書(別記第18号様式)及び見積書等を添付することにより助成額の5割を限度額として、助成金の一部を請求することができる。

3 理事長は、第1項のまちづくり活動助成金請求書及び前項の前払金請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に工事助成金を交付しなければならない。

(まちづくり活動の発表)

第26条 助成団体は、理事長が定める発表会等においてまちづくり活動報告を行わなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第27条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第20条第2項の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容に、虚偽があったとき。

(2) 助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 助成の対象となる活動を実施しないとき又は実施する見込みがないとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合には、まちづくり活動助成金返還請求書(別記第9号様式)により、速やかにその旨を当該助成団体に通知するとともに、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第4章 その他

(不測の事態)

第28条 理事長は、気象条件災害その他の不測の事態のため、この要綱の定めに従うことが困難又は不相当と認める場合は、次に掲げるとおり扱うこととする。

(1) 第11条及び第21条第3項の期日までに事業を実施することができない場合にあっては、その期日を延長することができる。

(2) 予定していた事業内容が実施できなかった場合にあって、すでに執行済み又は、経費の執行が確定している経費があるときで、理事長が対象経費とすると認めたものについては、助成対象とすることができる。

(3) その他の事項については、理事長が定める。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、常務理事(公益財団法人名古屋まちづくり公社常務理事担任意務及び理事長代行規程第2条に規定する担当常務理事をいう。)が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。